

平成 16 年度産業廃棄物排出・処理状況 環境省



The Knights

環境省は平成 19 年 1 月 22 日に、16 年度の産業廃棄物の排出・処理状況の調査結果を公表しました。16 年度の全国の産業廃棄物の総排出量は約 4 億 1700 万トンで、15 年度に比べ、約 600 万トン(約 1.3%) 増となりました。産廃排出量は 8 年度以降、微減傾向でしたが、16 年度は 15 年度に続く前年比増で、4 億 1000 万トン以上の排出となりました。業種別排出量では 15 年度と同様に、電気・ガス・熱供給・水道業(同 22.1%)、農業(総排出量中 21.4%)、建設業(同 19.0%)、鉄鋼業(同 8.9%)、パルプ・紙・紙加工品製造業(同 8.8%)、化学工業(同 4.0%) の上位 6 業種で総排出量の約 84% を占める結果となり、廃棄物の種類別排出量も 15 年度同様、汚泥(45.1%)、動物のふん尿(21.0%)、がれき類(15.0%) の上位 3 品目だけで総排出量の約 81% に達しました。

なお、再生利用量は産業廃棄物全体の 51% にあたる約 2 億 1400 万トン(15 年度約 2 億 100 万トン) に増加しました。減量化量は約 1 億 7700 万トンと 15 年の約 1 億 8000 万トンより少なかったものの再生利用量の増加が実り、総排出量が増えたにもかかわらず、最終処分量は 15 年度の約 3000 万トンよりさらに少ない 2600 万トンにとどまりました。

産業廃棄物とは、廃棄物処理法(1970)により定められている、事業活動に伴って発生する特定の廃棄物をいいます。多量発生性・有害性の観点から、汚染者負担原則に基づき排出事業者が処理責任を有するものとして現在 20 種類の産業廃棄物が定められています。そのうち、特定の事業活動に伴って発生するものに限定される 7 品目を業種限定産業廃棄物といいます。産業廃棄物以外を一般廃棄物と呼び、処理責任は市町村とされています。産業廃棄物は、その排出事業者が責任をもって処理することを原則とし、そのうち 7 割までが処理業者に委託されます。なお、最終処分場の残存容量は、2004 年 4 月現在、約 18418 万 m³、残余年数は 6.1 年(首都圏は 1878 万 m³、2.3 年)と逼迫しています。

当社では、廃掃法に基づいた産業廃棄物の溶出・含有量の判定分析や定性分析(組成分析)などを行っています。ぜひ一度御相談ください。

資料 2006 年 8 月 9 日付 EIC ネット
2007 年 1 月 22 日付 EIC ネット

機器分析箇所 有賀久枝